

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等

調査特別委員長報告書

(令和5年3月17日)

本特別委員会に付託を受けています、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて」、調査した結果を報告いたします。

本件については、令和5年2月8日に本特別委員会が再度設置されて以来、決議案の提案理由説明の中で指摘された疑惑、即ち「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等」の疑惑を解明するため、これまでに委員会を10回開催いたしました。

調査に当たり、行政職員として、飯塚市契約課長 山本直樹氏、飯塚市スポーツ振興課長 瀬尾善忠氏、飯塚市行政経営部長 東剛史氏の3名、新体育館移動式観覧席の入札に参加した業者として、グッドイナフ株式会社 代表取締役 原田拓郎氏、株式会社S・Y 代表取締役 坂平由美氏、株式会社福岡ソフトウェアセンター 代表取締役 高倉孝氏の3名、新体育館の観覧席のメーカーとして、コトブキシーテ

ィング株式会社九州支店 支店長 吉田直樹氏の7名に加え、令和4年2月26日の会食の当事者として、飯塚市議会議員 坂平末雄氏の以上8名を証人として、計9回の出頭を求めたほか、新体育館移動式観覧席の入札に指名されたが辞退した業者10社10名及び観覧席のメーカーである1社1名に対し参考人招致を打診し、そのうち、株式会社玉置 代表取締役 玉置一貴氏、有限会社小川商事 飯塚店店長 廣田孝文氏、及び株式会社麻生情報システム 飯塚事業所長 大庭文志郎氏、愛知株式会社 福岡支店 支店長 小野隆氏、以上4名を参考人として招致し、意見を求めました。

また、真相究明に必要なものとして、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出を飯塚市長に対して4件、コトブキシーティングに対して1件の計5件求めた他、新体育館移動式観覧席の入札に指名されたが辞退した業者10社のうち、参考人として出席頂けなかった7社に対し、法第100条第10項に基づく調査の照会を求めました。

このうち飯塚市長に対し行った記録の提出4件全てに対し、記録の提出が拒否され、当委員会の調査に対する市の姿

勢に疑問を感じざるを得ない事態となっています。

そのうち2月9日に記録提出を求めた1件について、市長より2月14日付けで疎明文書が提出されましたが、2月27日の当委員会で、この疎明については正当な理由がないものと判断し、3月6日の本会議での議決を経て、法第100条第5項に基づく声明の要求を行いました。本日に至るまで、声明も記録も提出されていません。

なお、本件の調査については、「会食について」、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について」、及び「移動式観覧席の入札について」以上の項目に整理して報告いたします。

まず、①「官製談合等の疑惑がもたれた会食について」の調査結果は、次のとおりであります。

本特別委員会設置の発端となった、令和4年2月26日、午後6時30分頃、市内飲食店において、当時の契約課長（現行政経営部長）東剛史氏、移動式観覧席の落札業者 グッドイナフ株式会社 代表取締役 原田拓郎氏、市議会議員 坂

平末雄氏及び一般女性を含む4名が行っていた会食について、どのような経緯で開催されたのかということについては、東証人の証言によると、会食の数日前に、坂平末雄市議から会食の誘いがあり、会食当日、居酒屋に行ったところ、すでに3人が会食されており、同席した。原田氏が指名業者であることは以前から知っていた。また、坂平末雄市議の後援会長をしていることは合併して以降の選挙のときから認識していた。また、一般女性については、20年以上前に飲食店をされていた当時に何度か飲みに行ったことがあるため知っていたが名前は知らないということでもあります。

原田証人の証言によると、飲み友達であるが名前を知らない一般女性と居酒屋に行ったところ、坂平末雄市議がおられ、同席のお誘いがあったことから3人で会食をした。その後、東氏が来られ4人での会食になったということでもあります。

次に、会食時において官製談合等の話はなかったのかということについては、東証人及び原田証人の証言によると、いずれも、そのような話はしていないということでもあります。

次に、東証人に対し、坂平末雄市議との会食は、いつから、

どの程度行っているか。また、直近はいつなのかということについては、市町村合併前の穂波町時代から年に三、四回程度あったと記憶している。直近では、明確に覚えていないが、去年の夏頃という気はしているということでもあります。

この証言については、3月10日の委員会において、年末年始ぐらいの時期に飲食を共にされていたという市民からの情報があるがそのような申し出があったかとの質疑があり、人事課には、そういった申し出はない、副市長からは早急に確認するということであり、その後、執行部において聞き取りを行ったところ、「ないと思う。はっきり覚えていない。」ということでもあります。

また、会食に同席された方から、過去から現在まで、金銭の授受や貸借などの金銭のやり取りはなかったかということについては、一切ないということでもあります。

次に、令和4年2月26日の会食の段階では、契約課長として移動式観覧席の入札が今後行われるということは知っていたのかということについては、令和3年度にこの備品に関する予算は計上されておらず、令和4年度に計上すること

になっていたため、その分が備品として発注されるということとは理解していたということでもあります。

次に、今回、問題となった会食を除き、執行部と市内指名業者との関係で、飲食を共にしたことがあるかということについては、飯塚市スポーツ振興課長 瀬尾証人の証言では、指名業者の方とそのような関係性の中での飲食を共にしたことはないということでもあります。

東証人の証言では、いろいろな地元の行事や、先輩、後輩、同級生も含め、そのような方が指名業者であるということもあり、様々なシーンにおいて一緒になることはあるが、契約課長という立場で、発注案件にまつわることでの会食はしていないということでもあります。

次に、今回、問題となった会食を除き、坂平末雄市議と飲食を共にしたことがあるか、ということについては、スポーツ振興課長である瀬尾証人、契約課長である山本証人の証言では、両人とも複数回飲食を共にしたことがあるということでもあります。

なお、飯塚市議会議員坂平末雄氏に証人として出頭するよ

う請求していましたが、出頭拒否により証言を得ることはできませんでした。

次に、②「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について」、の調査結果は、次のとおりであります。

まず、2月9日の委員会において、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」、「カタログ・メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」について資料の提出を求めました。

この資料要求に対し、「カタログ」並びに「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」のうちの入札伺いや仕様書、本体工事の設計図書等については提出されたものの、本体工事が入札不調となって以降、どのような会議でどういった協議があり本体工事から移動式観覧席を外すこととなったか、その経緯、意思形成過程の記録はないので、現在作成中であるとの答弁でした。

また、「メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」についても記録がないとして提出ができないとの答弁であります。

次に、（１）市内部での協議について、瀬尾証人の証言では、新体育館本体工事の１回目と２回目、２回目と３回目の変更は誰が提案し、誰と協議して方針を決めたのかということについては、入札の１回目、２回目が不調に終わり、関係部課長で今後の対応について協議を行い決定している。また、移動式観覧席が工事としての発注ではなく、備品での発注となった理由については、工事と備品の線引きとして、体育館を逆さまにしたときに落ちる物が備品であるとの考えから、今回は備品として対応したということであります。

東証人の証言では、１回目の不調の理由が、市の積算と応札業者の積算とが合わないということがヒアリングによって分かったため、関係部課長で協議し、外構工事、可動式椅子、移動式観覧席等を外して、設計金額を変えずに２回目の公告を行った。２回目も不調になり、予算上の問題で、年度を令和２年度に持ち越すことになったため、外構工事及び可動式の椅子については本体工事に含め、移動式観覧席については備品として取り扱うことを協議し、再公告に至ったということであります。

また、委員会での質疑の中で、備品ではなく、物品の製造での発注について考えなかったのかということについては、そういった話は出なかったということでもあります。

また。移動式観覧席を本体工事から外すことで、結局費用が高くなったり、低くなったりすることが予想されるが、そういった費用面について、本体工事から外す際に協議されたのかということについては、協議していないが、当然検討すべきことであったということでもあります。

次に③「移動式観覧席の入札について」の調査結果は、次のとおりであります。

まず、2月9日の委員会において、「移動式観覧席の入札に関する起案から決定までの経過が分かる資料一式」、「2社からの相見積もり」、「メーカーからの見積もり」、「カタログ・メーカーとのやりとり」、「見積もりの際のやりとり」、

「市役所内部のやりとり」、「仕様書作成の準備段階の資料」、「指名業者13社の指名願提出の際の一連文書として体育館の1回目の入札以降の指名競争入札参加資格審査申請

書・履歴事項全部証明書・登記簿謄本・営業経歴書・取扱品目表・実績調書」、「希望業種分類表・物品等有資格者名簿」、「人事諮問委員会の資料及び会議録」について資料の提出を求めました。

この資料要求に対し、「2社からの相見積もり」については非公開としており提出できない、「見積もりの際のやりとり」、「メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」、「メーカーからの見積もり」については、記録がないので提出ができないとの答弁であります。

また、提出された資料の中にも、取扱品目表については、取扱業者欄が黒塗りで提出されていたことから、調査に必要だと当委員会で判断し、記録の提出を求めましたが、市長が拒否されたことは先に述べた通りであります。

次に（1）その後の営業活動について、瀬尾証人の証言及び答弁では、業者が営業に来たのは、令和3年の夏頃以降だと記憶しているが、誰が誰と来たのかといった記録は取っておらず、記憶でも曖昧である。移動式観覧席の入札について、

こちらから業者にアプローチしたということではなく、業者が、それをなぜ知ったかというところについては分かりかねる。また営業に来たのは、コトブキシーティング株式会社、愛知株式会社の2社のメーカーの他は、グッドイナフ株式会社、福岡ソフトウェアセンター株式会社については記憶があるが、株式会社アイ・インテリアについてはわからないということであります。

原田証人の証言では、令和4年4月28日の入札通知以前にスポーツ振興課に移動式観覧席に関して営業に行くきっかけとなった情報は、メーカーか代理店のどちらかから聞いたということであります。

コトブキシーティング株式会社九州支店 支店長 吉田証人の証言では、体育館を建設することを知ってから、健康・スポーツ課に観覧席のカタログや納入実績、iPadに入れた動画などを資料に、定期的に営業に行っていた。建築工事が落札されて、備品の検討をされる段階で、弊社の販売店と一緒に営業に行ったということであります。また、新体育館の設計業者である株式会社梓設計に、営業や協議等を行

ったことがあるかということについては、新体育館の建設設計業務委託締結後、椅子のPRに行っているということでもあります。また、新体育館の移動式観覧席に関して、代理店や当市の指名業者との間で、営業や協議等を行ったことはあるかということについては、通常、メーカーは、基本建設工事が終われば、備品のPRを行うことから、スタッキングチェアやほかの備品のPRを行う中で、今回の移動式観覧席についても一緒にPRしている。基本はメーカーとして、ずっとスポーツ振興課にPRしており、その中で何度か、販売店と行ったことがあると記憶しているということでもあります。

また、今回、落札したグッドイナフ株式会社の原田拓郎氏とは、どういう経過で出会われたのかということについては、令和3年度にコトブキシーティング株式会社、株式会社アイ・インテリア、グッドイナフ株式会社の3者で市に営業に行ったのが初めてだったということでもあります。また、これまでグッドイナフがコトブキシーティングの製品の販売実績があったのか、また、どのような経緯で一緒に営業に行かれたのかということについては、グッドイナフに販売実績は

なく、地元の販売については、販売店に任せており、販売店と一緒に市役所に営業に行った際、同席したということでもあります。

愛知株式会社 福岡支店 支店長 小野参考人の意見では、本市が新体育館を建設することを新聞情報等で知ったため、令和3年の夏頃にスポーツ振興課、株式会社福岡ソフトウェアセンターに挨拶に行き、同社商品のPRを行ったということでもあります。

次に(2)備品の中でも事務用家具とすることを決定した経緯について、山本証人の証言では、今年度に移動式観覧席を備品として発注するという一方で、スポーツ振興課から契約課に執行伺いを含め、契約の依頼が来て以降、入札に関わっている。それ以前については、移動式観覧席がどの業種に当たるのかについての相談があり、契約課内部で協議を行い、事務用家具ということでスポーツ振興課に伝えており、事務用家具と決定した時期については、4月に入札の事務を進めるためには、3月の段階で決定し、通知しているということ

であります。また、契約課内で決定した際のメンバーは誰か。また、その際の議事録はあるのかということについては、契約課長、契約課長補佐、物品契約係長、物品の担当職員で協議したが、議事録は作成していないということであります。

瀬尾証人の証言では、今回の入札において、備品の中でも事務用家具としたことに何らかに関与したのかということについては、業種の選考には全く関与していないということあります。また、契約課に対し、いつ頃、どのような相談をしたのかということについては、入札に当たって、参考見積りが必要となるため、どういう業種から参考見積りを取ればよいのかという相談を行った。相談した時期は令和3年度となる令和4年3月だったと記憶しているということあります。

東証人の証言では、令和4年3月頃、契約課内でどの希望業種に対して発注すべきかという協議を行い、その中で、事務用家具を第1希望として指名願を提出している業種とすることを決めたということあります。

次に（３）仕様書について、山本証人の証言では、仕様書については担当課で作成している。契約課に入札の依頼があるときは、決裁権者の決裁を受けた執行向が来るため、誤字等がある場合以外は、仕様書を変更することはないということとであります。

瀬尾証人の証言では、メーカーのカタログを見ても、仕様書に載っているような細かな仕様は全く載っていないが、入札の際の仕様書の細かな部分に関しては、どのように入手したのかということについては、最初の工事のときに想定された商品であり、設計事務所等は仕様、内容を知っていることから、そこからの聞き取りをしている他、コトブキシーティングから教えてもらいながら作成したということとあります。また、コトブキシーティング社製に限定されるような仕様書になっているのではないかということについては、今回の仕様書で、ほかのメーカーがつかれないということはないと考えているということとあります。

次に（４）参考見積りの徴取への関与について、

山本証人の証言では、参考見積りを徴取した業者の選考に関して、担当課と何らかのやり取りをしたのかということについては、業種については事務用家具と伝えているが、参考見積もりを徴取する業者の選考には関わっていない。備品の入札の事務取扱要領の規定により、市内業者の第1希望業種の中から選考して、参考見積書を取るように指導をしたということでもあります。

瀬尾証人の証言では、参考見積りについては、営業に来られていた2者から徴取した。グッドイナフについては、以前営業に来られた際に設計の中であって商品のPRをされており、その商品の見積もりを依頼した。福岡ソフトウェアセンターについては設計図面を提示して依頼した。また、2者がいつ頃から、営業に来ていたのかということについては、令和3年度の夏前ぐらいの時期から営業に来ていたということでもあります。

原田証人の証言では、スポーツ振興課長から電話で参考見積りを取りたいということで連絡があったが、見積もりの条件については、記憶が定かではない。仕様書のような書類は

示されていないということでもあります。また、参考見積りの提出もしくは入札時において、坂平末雄市議と入札に関する相談等をしたことはないかということについては、していないということでもあります。

高倉証人の証言では、今回の移動式観覧席について協議したことがあるメーカーについては、令和3年6月28日から愛知株式会社と協議してきたが、体育館本体の椅子はコトブキシーティング社製で、座る部分が木製ではなく、営業としてスポーツ振興課にカタログ等を持参していたが、移動式観覧席について何の反応もないことから、愛知社製の椅子では無理と考え、コトブキシーティングに代理店がどこかを聞いた上で、その代理店と令和4年2月24日にと打合せをし、その後、スポーツ振興課長より、移動式観覧席の参考見積書を提出してほしいとお願いされたため、令和4年4月4日に提出したということでもあります。また、この入札に関わってスポーツ振興課長の訪問を受けたことがあるかということについては、令和4年4月4日の前、3月の段階で訪問があり、移動式観覧席の参考見積りを依頼されたということであ

ります。

また、その際は、メーカーを示さずに、参考見積りを出すよう依頼されたのかということについては、メーカーの指定はなかったが、寸法などを書いた書類を受け取り、その寸法はコトブキシーティングの製品と合致していたため、コトブキシーティング社製しかないと考え、コトブキシーティング社製の見積もりに粗利を掛けて提出したということであり、ります。

また、3年ほど前に梶原副市長が、物品の落札業者が一者独占状態になりつつあることを、危機感を持たれておられ、弊社が物品の入札をよく辞退するので注意を受け、それ以降、物品の入札についても積極的に行うようになったとの発言もありました、

次に（5）同等品の有無について、山本証人の証言では、備品の発注に際して、同等品により入札に参加可能であることを担当課として確認をしているのかということについては、通常の商品購入であれば、仕様書に参考商品が複数入っ

ていることを確認し、特定の商品に限定されないことを判断しているが、特殊な物品については、その仕様で特定の商品に限定されるものでないことを担当課に確認しているということでもあります。

瀬尾課長の証言では、同等品について、コトブキシーティング社以外のメーカーに、仕様を満たす既製品があるということを確認したのかということについては、コトブキシーティング社製の場合でも、椅子の数や段数などに応じて、作り込み商品になる。愛知社製でも木製の椅子をポリエチレン製の椅子に置き換えることによって、仕様は満たすということを確認しているが、金額についての確認まではしていないということでもあります。

愛知株式会社の小野参考人の意見では、今回の仕様書では納入ができないのかということについては、弊社の規格ではないため、同じものはないが、時間やコスト等をかければ、技術的にはできるということでもあります。また、今回の仕様を満たすために、どのような作業が必要になるのか、納期や金額については競争力があるものとなるのかということに

については、ベースになる製品はあるので、それをベースに仕様書に合わせて規格を変えていくことになる。その中で、仕様の的にすぐできるものと、設計を交えて新たに検討しなければいけないものがある。金額については、一般的には、規格のベースを外れることとなるため高くなる。納期については、新たに仕様を変えてつくとすると、時間的な問題、生産工程の確保の問題がある。今回、入札の公示が出た当時の工場の状況としては、今回の案件のボリュームのものを工場の生産工程の中にはめ込むことが難しく、納期的に非常に心配だという工場からの回答があり、見積もりを依頼してきたトータルオフィス様には見積書は出さずに、金額を伝えただけということであります。

次に（６）入札を辞退した理由について、

株式会社玉置 代表取締役 玉置参考人の意見では、今回の入札案件の内容に関して、メーカーとの協議をする時間や、それに対して最終的な入札金額の決定に際し、会社として提出することに対してリスクがあるという判断の下で、辞退し

たということでもあります。また、リスクがあるという判断して辞退したということだが、コトブキシーティング社から見積り金額まで出てきたのに、入札しないという結論を出されたのは、どういう理由なのかということについては、当社にとって、この案件の数量や金額は非常に大きなものであり、そうそう経験する案件ではないため、検討する時間が少ない中で、結果として、納入して不備があれば、その後の営業活動や指名にも関わってくるため、辞退という判断をしたということでもあります。また、今回の入札に関して、メーカーや代理店に問合せ等をしたのかということについては、コトブキシーティング社に連絡をし、見積りの回答はいただいたということでもあります。

有限会社小川商事 飯塚店店長 廣田参考人の意見では、メーカーの取引先がなく、過去に実績もないため、取扱いなしで辞退した。仕様書を見た限り、自社では取扱いができないため、メーカーへの問合せもしていないということでもあります。

株式会社麻生情報システム 飯塚事業所長 大庭参考人

の意見では、指定された製品の納入が困難というふうに判断した。メーカーや代理店への問合せもしていないということでもあります。また、納入が困難と判断したという理由は何かということについては、入札通知の内容を確認した結果、自社が取り組んでいる分野とは違うということと、規模的にもあまり経験することのない規模だったため、この期間で製品を納入することは難しいと社内で判断したということでもあります。

愛知株式会社 福岡支店 支店長 小野参考人の意見では、本委員会からの調査表に対し、株式会社トータルオフィスから、「(株)愛知で、同等品申請いたしました。が、不可だった為辞退致しました。」という回答があっているが、これについて何か分かることがあるかということについては、今回の仕様書自体は、当社のものではないため、工場のほうの納期対応、生産の工程の確保、コスト面など諸々こういう事情があるということ、トータルオフィス社と協議したうえで、当社からは見積書は出さずに金額だけを口頭で伝えており、最終的にトータルオフィス社が判断されたものであると

いうことであります。

次に、(7) 入札について、

瀬尾証人の証言では、今回の入札に関わって、福岡ソフトウェアセンターに行ったことがあるか。また、入札の参加を求めたことがあるかということについては、今回の入札に関わることで福岡ソフトウェアセンターに行き、高倉社長に会ったことはあるが、入札参加のお願いはしていないということであります。

グッドイナフ株式会社 代表取締役 原田証人の証言では、入札金額はどのように算出したのか。また、誰かと相談して決めたのかということについては、原価に固定費、その他経費、利益も含め算出し、自分で決めたという証言であります。また、第三者から一方的に、この金額ならば落札ができるというような情報はなかったのかということについては、なかったということであります。また、入札通知の前に、市職員もしくは議員から入札があるというような話を聞いたことがあるか。また、市職員、議員等から入札に参加する

ようにという相談や依頼はなかったかということについては、いずれもなかったということであります。

株式会社S・Y 代表取締役 坂平由美証人の証言では、市契約課から指名通知があり、事務員と相談をして入札することを決めた。入札金額に関しては、インテリア関係の知り合いに相談して決めたが、落札できるとは思っていなかった。その知り合いとはどなたかということについては、営業活動に支障があるかもしれないので答弁できないということがあります。また、移動式観覧席のメーカーは数社あるが、どこの会社の商品で見積りを出したのかということについては、記憶にない。また市との取引実績はどの程度かということについても、わからないということであります。

株式会社福岡ソフトウェアセンター 代表取締役 高倉証人の証言では、入札金額については、代理店さんからいただく金額に利益を何%ぐらい掛けるか、他者の入札金額を意識しながら検討している。落札できると思ったということかということについては、瀬尾課長が参考見積もりを頼みに来たこと、コトブキシーティングもある程度考えてきてくれた

ので、取れると思った。落札できなかつたのは、当社が粗利をうんとつけたか、グッドイナフがうちより先にコトブキシーティングと交渉していたかしかないと思う。7, 8千万の支払が発生する取引であり、問屋とそれだけの信頼関係があるのは、うちの会社しかないと思っていたということであります。

コトブキシーティング株式会社九州支店 支店長 吉田 証人の証言では、今回のコトブキシーティング社の販売店はどこか、また、見積もりを出した2者はどこかということについては、販売店はアイ・インテリアであり、販売店と株式会社玉置の2者に見積もりを出しているという答弁であります。また、それぞれの見積金額は幾らかということについては、証言を拒むべきことができる事項の、技術または職業の秘密に関する事項に該当するため証言できないということでもあります。また、今回の移動式観覧席の入札において、グッドイナフが受注者となっているが、見積りを出す際に、受注先に関しては確認しないのかということについては、落札があって受注者が公表されるため、販売店がどこに出して

いたかという情報は知らなかったということでもあります。

また、今回の移動式観覧席の入札において、別の販売店から見積り依頼は来ていないかということについては、なかったと記憶しているということでもあります。

次に（８）入札に関する働きかけの有無について、

山本証人の証言では、市幹部及び議員、その他関係者から、何らかの働きかけはなかったということでもあります。また、契約課からこの指名に参入するような依頼や働きかけは行っていない。指名に関しては、通常どおり指名願の受付要領をホームページに公表して募集をしているということでもあります。

瀬尾証人の証言では、スポーツ振興課から指名業者に入札に参加するよう依頼したことはないかということについては、そのようなことはしていないということでもあります。

東証人の証言では、移動式観覧席を物品で発注しようというとき、グッドイナフ社に取らせたい、取らせるようにしたいという相談等はなかったかということについては、そのよ

うな相談はなく、同社に取らせるようなこともできないという証言であります。

今回の移動式観覧席の入札について市及び議員、他の業者から、事前の働きかけがあったか、また、市及び議員、他の業者へ、事前の働きかけをしていないかということについては、原田証人、坂平由美証人、高倉証人、玉置参考人、廣田参考人及び大庭参考人の、いずれも、そのようなことはないということであります。

以上が、調査の結果であります。調査の過程で、疑惑を解明するためには、飯塚市議会議員坂平末雄氏の証言が必要であることから、同氏に対し、3月8日開催の本特別委員会に証人としての出頭請求をいたしました。その後、坂平末雄氏から「証人喚問におけるインターネット中継等に関する申出書」が3月8日に議長宛てに提出されたことから、本特別委員会においてインターネット中継を中止することについて、採決を行った結果、賛成少数で、インターネット中継を実施することに決定いたしました。

その結果を、坂平末雄氏に通知したところ、同氏より、議長宛てに「証人出頭請求に対する不出頭届出書」が提出され、出頭はなされず、証言を得ることができませんでした。

3月10日開催の本特別委員会において、坂平末雄氏の不出頭については、正当な理由となる事項には当たらないと判断し、告発すべきとの動議が提出され、採決を行った結果、賛成多数で、坂平末雄氏を地方自治法第100条第9項の規定に基づき告発すべきものと決定いたしました。

なお、他に正当な理由のない不出頭の証人はありませんでした。

次に、3月16日開催の本特別委員会において、2月17日の坂平由美氏の証言拒否については、正当な理由となる事項には当たらないと判断し、告発すべきとの動議が提出され、採決を行った結果、賛成少数で告発すべきではないと決定いたしました。

この調査の過程において、委員の中から、2月9日から本日までという短い期間しか調査できなかったが、短い期間の

調査の中でも、様々な問題点が浮き上がってきているとして、次のような指摘がありました。

令和4年2月26日の会食時において官製談合があった事実は認められなかったが、東証人・原田証人とも同席した女性について名前を知らないと言っているが、認めがたい。また坂平末雄氏も証人としての出頭を拒否されており、真相究明までは至っていないと言わざるを得ないため更なる調査が必要である。

今回この会食のみを理由として戒告処分がなされているが、十分な調査がなされたのか疑義も生じている。その点を確認すると共に、市職員と指名業者等との関わり方については、コンプライアンスを徹底すべきである。

今回、市長に対し、調査に必要な記録の提出を4件求めたが、その全てが拒否された。そのうち1件のみを声明の要求をおこなっているが、他の3件については時間的制約から声明の要求を行わなかったに過ぎない。市長は議会の調査に対し、もっと積極的に協力すべきである。

新体育館移動式観覧席の入札については、市議会に対し、

移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった際に十分な説明がされていなかったことが官製談合等の疑惑につながっていることから、今後は、今回のような大型案件に関わらず、丁寧な説明をすべきである。

今回、移動式観覧席が本体工事から外れて備品として発注されているが、その際に費用面の検討がなされていないことが判明している。同じメーカーの製品を採用するのであれば一括して発注する方が安価に調達できるであろうことは容易に想像でき、今回別々に発注したことによって市が損害を被っていないか調査し、改善すべきである。

今回の移動式観覧席の発注において、市側はコトブキシーティング以外の会社の製品によって同等品での応札が可能であったと強弁しているが、その主張はなんら証拠書類に基づくものではなく、また契約課の確認作業も事実上なされていないと指摘せざるを得ない。また、仕様書作成にあたりコトブキシーティングと綿密な打ち合わせをしていること、愛知社の発言やトータルオフィスの回答からも同等品は事実上なかったことは推察できる。この状況で公平公正な競争が

なされたのか疑わざるを得ない。その点、調査の上、早急に改善すべきである。

今回、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」、「カタログ・メーカーとのやりとり」、「市役所内部のやりとり」等について資料を要求したが、記録していないので提出できないとのことだった。このような状況は情報公開条例の理念に反するものであり、業務が正しく行われたかの確認ができない。本件以外も含め、市全体の情報の作成管理について改善すべきである。

今回、移動式観覧席の入札に応札した会社の中で、業務遂行能力に疑義が生じた会社がある。また、経緯を聞く中で不自然なことも出てきている。今回の入札が本当に公平・公正な競争を確保した上で行われたか、再度調査し、改善すべきである。

今回、移動式観覧席の入札については、物品の指名業者のうち、第一希望を事務用品とし、その中で事務用家具を取り扱い品目としている全社を指名したと言うが、今回応札できた3社のうち2社は、市との取引実績が僅かかゼロである。

他自治体では、取引実績に応じて、入札参加資格を決めている自治体や、複数品目を指名している自治体もあり、制度自体を再検討すべきである。

以上の点を指摘して、今議会の会期が明日までであり、それ以降に本会議を開く予定もないことから、断腸の思いではあるが、本特別委員会としては、調査終了すべきとの意見や、本特別委員会において、坂平末雄氏と市の重要なポストにある職員との長期にわたる関係性が明らかになったこと、坂平末雄氏と入札業者であるグッドイナフ株式会社 原田拓郎氏及び株式会社S・Y 坂平由美氏との関係性が明らかになったことは成果として挙げられるが、今後さらなる疑惑究明のためには、市職員と業者の関係性の実態究明についての必要性があること、安藤・間・九特興業のJV、アイ・インテリア、コトブキシーティングの関係がどうなっているのか、また坂平末雄氏がどういう役割を果たしているのかについての調査の必要性があること、坂平末雄氏及びアイ・インテリアの証言を求める必要性があること、3年前に梶原副市長から物品の入札参加を促されたとする福岡ソフトウェアセ

ンター 高倉孝氏と久世賢治副市長の面会の経緯について調査の必要性があること、飯塚市の内部調査については、片峯市長の復帰後、調査結果を本委員会に報告する必要があること、以上の点からも、調査を継続する必要があるという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で、調査終了することに決定いたしました。

以上をもちまして、調査結果の報告を終わります。